

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険(資格・給付)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大洲市は、国民健康保険(資格・給付)関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

システムの稼働維持について、委託契約により業者の運用支援を受けているが、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

愛媛県大洲市長

公表日

令和7年8月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険(資格・給付)に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険(資格・給付)に関する事務は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定に基づき、被保険者の資格管理、保険給付の事務を行うものである。</p> <p>また、その管理にあたっては、以下の事務により行うものである。</p> <ul style="list-style-type: none">・住民の異動届(転入、転出、社入、社離等)、生活保護受給情報、及び後期高齢者医療制度への移行情報により、国民健康保険の加入、脱退手続業務を行い、原則として被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の適用者以外の市内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行う。・被保険者に係る申請等に関する事務、資格確認書・認定証等に関する事務、保険給付に支給に関する事務を行う。・世帯主からの国民健康保険における一部負担金減額申請等において、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して保険給付を行う。 <p>国民健康保険に関する事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の別表第二を基に情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第50号)によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等システムのための資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none">・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報を紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 <p>(付)給付金等の支給に際して、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(令和3年法律第26号)が令和4年1月に施行され、原則として被保険者からの申出に基づき公的給付支給等口座情報(以下「公金口座受取情報」という。)の登録が行われる。登録された公金口座受取情報は、情報ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、口座情報登録システム(デジタル庁)から当該被保険者の公金口座受取情報を入手して振込等の事務処理に利用する。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">1. 国民健康保険システム2. ID連携サーバー(団体内統合利用番号連携サーバー)3. 中間サーバー4. 国保総合システム5. 国保情報集約システム6. 市町村事務処理標準システム7. 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル	

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表44の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報提供の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、 161、164、165、166、173 <情報照会の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48、69、70の項 <オンライン資格確認業務> 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別 符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民福祉部 市民課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	大洲市役所 総合政策部 企画情報課 郵便番号: 795-8601 住所: 愛媛県大洲市大洲690番地の1 電話番号: 0893-24-2111
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	大洲市役所 市民福祉部 市民課 郵便番号: 795-8601 住所: 愛媛県大洲市大洲690番地の1 電話番号: 0893-24-2111
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		申請者からマイナンバーを取得するように努めるとともに、申請者からマイナンバーの提供が受けられない場合は、4情報又は住所を含む3情報による住基ネット照会を行い、記録を残すこととしている。

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報入手することがないよう、申請書を記入してもらう際には必要な項目のみ記入するように応対している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月28日	I - 1 ③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. ID連携サーバー(団体内統合利用番号連携サーバー) 3. 中間サーバー	1. 国民健康保険システム 2. ID連携サーバー(団体内統合利用番号連携サーバー) 3. 中間サーバー 4. 次期国保総合システム 5. 国保情報集約システム	事後	
平成30年6月28日	I - 5 ②所属長の役職名	課長 武智 省吾	課長	事後	
平成30年6月28日	II - 1及び2 いつ時点の計数か	平成27年5月22日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
令和1年6月12日	I - 7 請求先	大洲市役所 総合政策部 情報管理課	大洲市役所 総務企画部 企画情報課	事後	
令和1年6月12日	II - 1及び2 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月12日	IV - 1～9	(記載なし)	(各項目追加)	事後	様式変更に伴い「IV リスク対策」を追加
令和2年2月28日	I - 1 ③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. ID連携サーバー(団体内統合利用番号連携サーバー) 3. 中間サーバー 4. 次期国保総合システム 5. 国保情報集約システム	1. 国民健康保険システム 2. ID連携サーバー(団体内統合利用番号連携サーバー) 3. 中間サーバー 4. 次期国保総合システム 5. 国保情報集約システム 6. 市町村事務処理標準システム	事後	
令和2年2月28日	II - 1及び2 いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和2年1月24日 時点	事後	
令和2年6月5日	II - 1及び2 いつ時点の計数か	令和2年1月24日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年7月15日	I - 1 ②事務の概要	(記載なし)	(追加) 国民健康保険に関する事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の別表第二を基に情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのよう、他の医療保険者等と共にして被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共にして行う。	事後	
令和2年7月15日	I - 1 ②事務の概要	(記載なし)	(追加:上記の続き) <オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を取り出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報を紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事前	オンライン資格確認の準備業務に伴う追加
令和2年7月15日	I - 1 ③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. ID連携サーバー(団体内統合利用番号連携サーバー) 3. 中間サーバー 4. 次期国保総合システム 5. 国保情報集約システム 6. 市町村事務処理標準システム	1. 国民健康保険システム 2. ID連携サーバー(団体内統合利用番号連携サーバー) 3. 中間サーバー 4. 国保総合システム 5. 国保情報集約システム 6. 市町村事務処理標準システム 7. 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	オンライン資格確認の準備業務に伴う追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月15日	I-3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の30の項	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 <オンライン資格確認の準備業務> 番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	オンライン資格確認の準備業務に伴う修正及び追加
令和2年7月15日	I-4 ②法令上の根拠	(記載なし)	(追加) <オンライン資格確認の準備業務> 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	オンライン資格確認の準備業務に伴う追加
令和3年9月30日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(略)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(略)	事後	番号法改正に伴う修正
令和3年9月30日	I-7 請求先	大洲市役所 総務企画部 企画情報課(略)	大洲市役所 総合政策部 企画情報課(略)	事後	
令和3年9月30日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和4年12月1日	I-5 ①部署	市民福祉部 保険年金課	市民福祉部 市民課	事後	
令和4年12月1日	I-8 連絡先	大洲市役所 市民福祉部 保険年金課(略)	大洲市役所 市民福祉部 市民課(略)	事後	
令和4年12月1日	I-1 ②事務の概要	(記載なし)	(追加) (付)給付金等の支給に際して、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が令和4年1月に施行され、令和4年10月以降、被保険者が公的給付支給等口座情報を(以下「公金口座受取情報」という。)の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、口座情報登録システム(デジタル庁)から当該被保険者の公金口座受取情報を入手して振込等の事務処理に利用することが可能になる。	事前	
令和4年12月1日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和4年10月1日 時点	事後	
令和5年9月1日	I-1 ②事務の概要	<オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報を紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	<オンライン資格確認等システムのための資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報を紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事後	オンライン資格確認等システムの稼働に伴う修正
令和5年9月1日	I-3 法令上の根拠	<オンライン資格確認の準備業務> 番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	<オンライン資格確認業務> 番号法第9条第1項 别表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	オンライン資格確認等システムの稼働に伴う修正
令和5年9月1日	I-4 ②法令上の根拠	<オンライン資格確認の準備業務> 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	<オンライン資格確認業務> 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	オンライン資格確認等システムの稼働に伴う修正
令和5年9月1日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	令和6年4月1日アドミッションの国保情報集約システムの機器更改に伴う評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月15日	I-1 ②事務の概要	(付)給付金等の支給に際して、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が令和4年1月に施行され、令和4年10月以降、被保険者が公的給付支給等口座情報（以下「公金口座受取情報」という。）の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、口座情報登録システム（デジタル庁）から当該被保険者の公金口座受取情報を入手して振込等の事務処理に利用することが可能になる。	(付)給付金等の支給に際して、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が令和4年1月に施行され、令和4年10月以降、被保険者が公的給付支給等口座情報（以下「公金口座受取情報」という。）の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、口座情報登録システム（デジタル庁）から当該被保険者の公金口座受取情報を入手して振込等の事務処理に利用する。	事後	
令和6年1月15日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和7年8月20日	I-1 ②事務の概要	・住民の異動届（転入、転出、社入、社離等）、生活保護受給情報により、国民健康保険の加入、脱退手続業務を行い、原則として被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の適用者以外の市内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行う。 ・被保険者に係る申請等に関する事務、被保険者証及び認定証等に関する事務、保険給付に支給に関する事務を行う。	・住民の異動届（転入、転出、社入、社離等）、生活保護受給情報、及び後期高齢者医療制度への移行情報により、国民健康保険の加入、脱退手続業務を行い、原則として被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の適用者以外の市内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行う。 ・被保険者に係る申請等に関する事務、資格確認書・認定証等に関する事務、保険給付に支給に関する事務を行う。	事後	法改正に伴う修正 被保険者証廃止、後期高齢者医療制度への移行
令和7年8月20日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 <オンライン資格確認業務> 番号法第9条第1項 别表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第9条第1項 別表44の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	法改正に伴う修正
令和7年8月20日	I-4 法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項 - 中略 - (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給」が含まれる項 <オンライン資格確認業務> 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	<情報提供の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173 <情報照会の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48、69、70の項 <オンライン資格確認業務> 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	法改正に伴う修正
令和7年8月20日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	令和7年6月1日時点	事後	
令和7年8月20日	IV-1~9	(1~9項目)	(2項目追加1~11項目に変更)	事後	新様式による項目の追加